承認第7号

専決処分の承認を求めることについて(地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例 に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

改正理由

引用する省令名称の改正に伴う改正

専決第8号

専 決 処 分 書

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に 伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと おり専決処分する。

令和3年3月31日

飛騨市長 都 竹 淳 也

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛驒市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に 伴う飛驒市固定資産税の特例に関する条例(平成20年飛驒市条例第11号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行

改正案

第1条 略

(固定資産税の課税の免除)

第2条 市長は、促進区域内において、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業のための施設(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設に限る。以下「対象施設」という。)を設置した者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を、新たに課することとなった年度から3箇年度分に限り免除する。

以下 略

第1条 略

(固定資産税の課税の免除)

第2条 市長は、促進区域内において、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から起算して5年内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業のための施設(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する施設に限る。以下「対象施設」という。)を設置した者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税を、新たに課することとなった年度から3箇年度分に限り免除する。

以下 略

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)要旨

1 改正の趣旨

引用する省令名称の改正に伴う改正

2 改正の内容

「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」(令和2年法律第58号)により「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」(平成19年総務省令第94号)の題名等が改正されたことに伴い、当該条例における引用部分を改正するもの。

(第2条関係)

3 施行日 令和3年4月1日